

高齢者の相談窓口 地域包括支援センターです(21)

4月1日から

地域包括支援センターの 担当地域を変更しました

介護保険制度や高齢者に関する相談などは、お住まいの地区の地域包括支援センターにご連絡ください。

八街中央中学校区・ 八街南中学校区にお住まいの方

地域包括支援センター
☎ 443・1207
南部相談窓口
☎ 440・9310

八街中学校区・ 八街北中学校区にお住まいの方

北部地域包括支援センター
☎ 488・6393

高齢者配食サービス

高齢者のみの世帯に、健康保持と安否確認をするため、週1回の昼食を配達します。希望される方は、申請書を地域包括支援センターに提出してください。

対象者

65歳以上の方のみの世帯
配達日
月曜～金曜日のいずれかの日

(地区によって異なります)

負担金・支払方法

1食300円
銀行窓口で支払い

緊急通報装置を貸与します

高齢者のみの世帯などを対象に、急病などの緊急時に家の中から容易に通報できる装置を設置(貸与)しています。装置本体は、固定電話に取り付けて、ペンダント型発信機のボタンを押すと受信センターに通報できるものと、電話回線のない方も利用できる通報専用の携帯型機器のどちらかをお選びください。

対象者

・65歳以上のみの世帯の方
・1・2級の身体障害者の方の世帯の方
※通報時につけてもらう方(協力員)は、近所の方や親族の方どちらでも可能です。

☎ 地域包括支援センター

☎ 443・1207
☎ 488・6393

令和6年度分の固定資産課税台帳の閲覧と 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己資産が記載された部分を確認できたり、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方が、権利の目的である固定資産の課税内容を確認するためのものです。

閲覧期限

令和7年3月31日(月)
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
(日曜開庁日は午後5時まで)

閲覧場所 課税課 土地・家屋価格等

縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額と、市内のほかの土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについて確認

縦覧帳簿の縦覧

縦覧できるのは、納税する内容のみが対象となります。土地のみを納税する場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税する場合は家屋のみの縦覧となります。非課税、免税点未満の物件は縦覧できません。

縦覧期限

4月30日(火)
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
(日曜開庁日は午後5時まで)

縦覧場所 課税課

手数料や持参するものなど詳しくは、課税課へお問い合わせください。

課税課

☎ 443・1116

縦覧できるのは、納税する内容のみが対象となります。

また、縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請には、応じることができません。

縦覧期限

4月30日(火)
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
(日曜開庁日は午後5時まで)

縦覧場所 課税課

手数料や持参するものなど詳しくは、課税課へお問い合わせください。

課税課

☎ 443・1116

年金相談を毎月実施しています

年金相談では、国民年金や厚生年金、年金受給などについて社会保険労務士に相談できます。

相談時間

相談する際には、年金記録がわかるものや、本人確認できるものなどをお持ちください。予約は不要です。

相談室

今年度の相談日時・場所は次のとおりです。

相談日(毎月第3木曜日)

4月18日(木)・5月16日(木)・6月20日(木)・7月18日(木)・8月15日(木)・9月19日(木)・10月17日(木)・11月21日(木)・12月19日(木)・令和7年1月16日(木)・令和7年2月20日(木)・令和7年3月21日(金)・令和7年3月20日は祝日のため翌日に実施します。

相談室

☎ 443・1139



上下水道使用料金の支払方法のお知らせ

4月1日(月)より、水道料金および下水道使用料の取扱金融機関である「みずほ銀行」の窓口支払いが利用できなくなり、引き続き引き続き利用できます。

また、上下水道使用料金を支払う際には、取扱金融機関の口座振替や窓口支払い、スマホ決済をご利用ください。

詳しくは、市ホームページでご確認ください。

連絡先

ヴェオリア・ジェネッツ(株)
☎ 443・5595

水道課

☎ 443・0677
下水道課
☎ 443・1440

市・県民税(住民税)を 公的年金から特別徴収します

4月1日(月)現在、65歳以上で公的年金を受給されており、市・県民税(住民税)の納付義務がある方は、公的年金部分の住民税を公的年金から天引き(特別徴収)をして納付することと定められています。

初めて年金からの天引きの対象になる方は10月から開始となります。納付回数は年6回で、前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を3回(4月・6月・8月)仮徴収し、令和6年度

の「年金所得分の住民税決定額」から仮徴収分を差し引き、残額を3回(10月・12月・令和7年2月)に分割して天引き(本徴収)します。

公的年金以外の収入に対する住民税は、今までと同じように給与からの天引きや納付書での納付となります。

令和6年度の市・県民税決定通知は6月上旬頃の送付予定です。

課税課

☎ 443・1116

だれでもカフェを開催

認知症の人や家族、地域住民、専門職など、だれでも参加ができ気軽に話し合える場です。毎回テーマをかえてミニ講話も実施します。

開催日時

4月25日(木)
(毎月第4木曜日)
午前10時～11時15分

開催場所

☎ 443・1207
☎ 488・6393

開催内容

☎ 443・1207
☎ 488・6393

開催対象

☎ 443・1207
☎ 488・6393

開催費用

☎ 443・1207
☎ 488・6393

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

お問い合わせ

FAX

444・0815